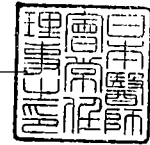


(保 141) F

平成28年9月9日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本純



平成28年台風10号に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

平成28年台風10号に関する労災診療費等の請求の取扱いについては、台風により被災し、診療録等が滅失又は棄損し、労災請求等を請求することが困難な労災指定医療機関に対して、別添のとおり特例措置が厚生労働省労働基準局長より示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

<添付資料>

- ・平成28年台風10号に関する労災診療費等の請求の取扱いについて
(平28.9.8 基発0908第3号 厚生労働省労働基準局長)

基 発 0908 第 3 号
平成 28 年 9 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 28 年台風 10 号に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

平成 28 年台風 10 号による被災に関する労災診療費等の請求の事務については、台風による被災により診療録等が滅失又は棄損等し、労災診療費等を請求することが困難な医療機関に対し、下記のとおり特例措置を講じることとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 平成 28 年 8 月診療分に係る労災診療費等の請求について

平成 28 年 8 月診療分に係る労災診療費等の請求については、今回の台風による被災により診療録等を滅失又は棄損等した場合、あるいは台風発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記（1）又は（2）の場合において下記 2 による特例の請求（以下「特例請求」という。）を行うことができるものとする。

（1）今回の台風の影響により、診療録等を滅失、汚損又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者（以下「指定医療機関等」という。）は、平成 28 年 8 月 30 日以前の診療等分について特例請求を行うことができるものであること。

この場合にあつて、同年 8 月 31 日に診療等を行ったときは、同年 8 月 31 日の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。

（2）災害救助法適用地域に所在する医科に係る労災保険指定医療機関であつて、平成 28 年 8 月 31 日に診療を行ったものについては、当該医療機関の状況にかんがみ、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合に、同月 1 か月分を通して特例請求を行うことができるものであること。

2 特例請求を行う場合の取扱いについて

(1) 特例請求を選択する指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成28年9月14日までに別紙の「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」（以下「特例請求書」という。）に診療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。

(2) 特例請求額の算出方法

原則として、平成28年4月診療等分から平成28年6月診療等分までの労災診療費等支払実績により（当該指定医療機関等について特別な事情がある場合には、別途指定医療機関等と調整をする。）、下記の①及び②により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、指定医療機関等においては、特例請求書に当該指定医療機関等の平成28年8月の入院、外来別の診療実日数（※）を合わせて記入すること。

なお、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者については、外来分として取り扱うものとする。

(※) 上記1(1)の請求を行う指定医療機関等については、平成28年8月30日までの診療実日数。

① 入院分

平成28年4月～平成28年6月 入院分労災診療費等支払額	×	平成28年8月の入院診療 実日数（※）
91日		

② 外来分

平成28年4月～平成28年6月 外来分労災診療費等支払額	×	平成28年8月の外来診療 実日数（※）
74日		

(3) 上記1(1)に該当する指定医療機関等であって、上記1(2)に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書若しくはこれらの写しを併せて管轄労働局に提出すること。

(4) 特例請求を選択した指定医療機関等については、当該特例請求額をもって平成28年8月診療分の労災診療費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成 28 年 8 月診療分（9 月提出分）に係る診療費請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域に所在する指定医療機関等に関し、平成 28 年 9 月 14 日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

なお、薬剤費及び訪問看護費用の請求についても同様の取扱いとすること。

4 その他

(1) 特例請求の機械処理等に当たっては、別途指示するところによること。

(2) 本件取扱いについては、関係機関と連携の上、管内の指定医療機関等に対して周知を徹底すること。

労働者災害補償保険診療費等特例請求書（平成 28 年 8 月診療分）

平成 28 年 9 月 8 日付け基発 0908 第 3 号「平成 28 年台風 10 号に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費等を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の平成 28 年 4 月から平成 28 年 6 月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

平成 28 年 ____ 月 ____ 日

診療機関等請求人の

労災保険指定医療機関等の番号 _____

(可能であれば記入をお願いします。)

郵便番号 (-)

住所 (所在地)

名 称

責任者氏名

印

(署名又は記名押印)

電話番号 (- -)

____ 労働局長 殿

1 特例請求（該当するものに「○」をお願いします。）

ア 診療録が滅失又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者であって、平成 28 年 8 月 30 日以前の診療等分について特例による請求を行うもの（8 月 31 日の診療分は通常の手続きによる請求）。

イ 災害救助法適用地域に所在する労災保険指定医療機関（医科）であって、平成 28 年 8 月 31 日に診療を行い、当該医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、同年 8 月の 1 ヶ月分を通して特例による請求を行うもの。

2 平成 28 年 8 月の診療実日数

【入院・外来別診療実日数】

(外来診療実日数)

8 月分 ____ 日間 (30 日以前)

____ 日間 (31 日)

(入院診療実日数)

8 月分 ____ 日間 (30 日以前)

____ 日間 (31 日)